

身体的拘束廃止宣言

私たちは、医療法人社団三喜由 デイケアセンターイルソーレの職員は、利用者の尊厳を守る為、介護保険指定基準において、禁止の対象となる以下に示す身体的拘束をおこないません。

「身体的拘束とは、身体の内自由や行動の内自由を制限する事を総称する言葉です」

～その具体的な行為～

- ① 動き回らないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りれないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がり行為を妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意志で開くことに出来ない居室等に隔離する

2019年9月1日

ラヴィータホームクリニック
デイケアセンターイルソーレ
所長 ○○○○